

市会発意第3号

再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正に向けた速やかな議論を求める意見書

上記議案を別紙のとおり提出する。

令和6年5月10日

発議者	福知山市議会議員	足立 伸一
賛成者	福知山市議会議員	大谷 洋介
〃	〃	吉見 純男
〃	〃	高橋 正樹
〃	〃	塩見 聡
〃	〃	中嶋 守
〃	〃	イシワタ マリ
〃	〃	荒川 浩司

福知山市議会議長 田 渕 裕 二 様

(別紙)

再審法（刑事訴訟法の再審規定）改正に向けた速やかな議論を求める意見書

我が国では憲法において多数の刑事手続関連条項を設け、刑事訴訟法等の法律を充実させることによって、えん罪の発生を防止しようとしてきた。しかしながら、ときに誤判が生じるおそれは払拭できず、誤判により生じたえん罪被害者は迅速に救済されるべきである。

誤判により有罪判決を受けたえん罪被害者を救済する再審制度については、刑事訴訟法に規定が設けられているが、再審が認められることはほとんどなく、えん罪被害者の救済は容易には進んでいない。

その要因として、刑事訴訟法に再審に関する規定が少ないという制度上の問題があり、再審請求手続に関する詳細な規定が存在しないがゆえに、個々の裁判体の裁量に委ねられていることが指摘されている。

その中でも特に重要な課題として、①再審請求手続において証拠開示規定が存在しないこと、②再審開始決定に対する検察官の不服申立てにより審理が極めて長期化していること、③再審請求手続における手続規定が整備されておらず、請求人の手続保障が十分になされていないことの3点が挙げられている。

こうした中、再審やえん罪被害に対する社会の関心も高まりを見せ、各地の地方議会において再審法改正を求める意見書が採択されている状況にある。

については、国においては、えん罪被害者を迅速に救済するため、下記の事項について、再審法改正に向けた議論を速やかに行われるよう強く求める。

記

- 1 再審請求手続における証拠開示の法制化
- 2 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止
- 3 再審請求手続における手続規定の整備

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年5月10日

衆議院議長 額 賀 福志郎 様
参議院議長 尾 辻 秀 久 様
内閣総理大臣 岸 田 文 雄 様
法 務 大 臣 小 泉 龍 司 様
内閣官房長官 林 芳 正 様

福知山市議会議長 田 渕 裕 二